

2015年10月

お客様 各位

中央労働金庫

法人に係る利子割（住民税）の廃止についてのお知らせ

第183回国会において成立した「地方税法の一部を改正する法律」（平成25年法律第3号）等により、2016年1月1日以降に支払を受けるべき利子等に係る利子割の納税義務者について、利子等の支払を受ける法人（法人には「権利能力なき社団・財団」を含みます）が除外され、住民税（5%）の課税が廃止されることとなります。

廃止内容等については、下記のとおりとなりますので、ご理解の程よろしくお願いたします。

記

1. 廃止時期

2016年1月1日より

2. 廃止前後の利子割（住民税）の税率

	2016年1月1日以降	2015年12月31日以前
所得税（国税）	15.315% ※2038年1月1日以降は15%	15.315%
住民税（地方税）	0%（廃止）	5%

3. 徴収税額計算の基本事項

2016年1月1日を利子計算期間がまたぐ場合でも、分かち計算はいたしません。

以上